



since 1947

2006

No.36

# 財団 法人 大学基準協会

Japan University Accreditation Association

じゅあ 第36号

発行日：平成18年3月31日 編集・発行：財団法人大学基準協会

TEL:03-5228-2020 FAX:03-5228-2323

URL:<http://www.juua.or.jp/>

じゅあ 卷頭言

## 今後の認証評価の課題

長田 豊臣

大学基準協会副会長  
立命館総長



平成16（2004）年8月に大学基準協会は、我が国で初めての機関別認証評価機関として文部科学省から認証を受け、平成17（2005）年3月に平成16年度「大学評価」結果報告書を公表した。本稿が出る頃には2回目（平成17年度）の認証評価結果が公表されている。本協会以外の認証評価機関も平成17年度から認証評価を実施しており、一連の大学改革の仕上げとも言われる認証評価も一応のスタートを切った。しかし多くの課題を内包した船出であったことは、評価に携わった各認証評価機関、および評価を受けた大学の正直な感想であったと思われる。

学校教育法では、自己点検・評価は「その教育研究水準の向上に資するため」にあり、大学はこれに加え認証評価機関により、「教育研究等の総合的な状況について」評価を受けることとなっている。ここで指摘したいのは、法が求めているのは認証評価機関の評価を受けるという行為自体であり、目標とする評価のレベルについて言及されていないことである。

大学基準協会は、第二次世界大戦後の新しい大学の設置を文部省（当時）が認可するための基準として、また本協会の正会員になるための審査の基準として「大学基準」を自主的に決定し、活動を開始した。その後、大学の設置認可のための「大学設置基準」が文部省令（当時）によって定められてからは、「大学基準」をもっぱら本協会の正会員校として相応しい大学に求められる基準として運用してきた。この「大学基準」にもとづく本協会の認証評価を受けることによって、その大学は「大学」に相応しい要件を備えていること、自己点検・評価を通じ「理念・目的」の実現に向け改善のための努力を払っていること、自己点検・評価の結果が客観的に見て妥当であること、などが広く社会に対して保証される。そうしたなか、平成16年度の初めての認証評価にお

いて、加盟判定審査の結果が「保留」となった大学がでた。我々は今後、我々の評価に適合しない可能性とその意味について、真剣に検討するべきであると考えている。

また、それと並んで現在有効に機能している「事前規制」機関としての大学設置・学校法人審議会への審査申請のいくつかは、その内容に懸念が残る。周知のように、一連の規制緩和の流れと事後評価体制の整備に伴い、大学・大学院の設置認可が認可制から届出制へと大きくシフトしてきた。また、学校法人ではない株式会社による大学・大学院の設置申請など、これまでと異なる業種からの動きも活発になり、確実に入口の規制緩和は進んでいる。しかしそうした新しい設置主体や、それどころか従来大学・大学院の設置を担ってきた学校法人においてさえ、安易な申請が散見されるようになっている。異例なことに、こうした状況について強い懸念が大学設置・学校法人審議会会长のコメントとして昨年の11月に発表された。従来よりはるかに緩やかなものであるにも関わらず、である。

しかし「事前規制」から「事後評価」への移行は、個性を活かした大学づくりや多様な発展を可能にするための処置である。それだけに、緩和された事前規制をクリアした大学に対して、「質の保証」をどの程度求めていくのか。そのレベルをどこに置くのか。認証評価制度が本格的にスタートした現在、米国における「ディグリー・ミル」のような状況の出現さえ想定しつつ、国や我々は、今後比重を増す「事後評価」（=認証評価）が求める質の保証の具体的な内容についてさらに精緻に検討し、広く合意を形成しなければならない。こうした認証評価の次の段階を目指し、不足する人材・予算の状況のもとで、我々は対処していかねばならない。我々に課された責務は、想像以上に重いと言えよう。

## 第10回大学評価終了——2回目の認証評価結果を公表しました

3月29日開催の第95回評議員会ならびに臨時理事会における承認を得て、平成17年度の大学評価が終了しました。この結果をもって、加盟判定審査申請11大学、相互評価申請14大学は、学校教育法に規定されている認証評価を受けたことになります。

(評価結果については、本協会のホームページ (<http://www.juua.or.jp/>) に全文公表しています)。

### 相互評価委員会を代表して

このたび本協会の広報委員会から標記のタイトルによる執筆依頼をうけたときには、「相互評価委員会を代表して」との要望に基づき記述することに若干の躊躇を覚えましたが、せっかくの機会でしたので、認証評価に関して日頃擁していた所感の一端を述べさせていただくことにいたしました（相互評価委員会の認証活動については、生和秀敏委員長による昨年度の第1回実施報告『じゅあJUAA』第34号3頁において公表されていますので、そちらをご参照いただければ幸甚に存じます）。

私は、平成16年度から相互評価委員会委員になりましたが、同年度の途中から同委員会副委員長に就いております。同年度は、本協会が認証評価機関として活動を開始した初年度であり、その実施プロセスにおいて問題をかかえつつ、その処理を通して実施でした。生和委員長の素晴らしい指揮官ぶりに加えて、各委員や事務局の献身的な評価活動があって、第1回の認証評価を行うことが出来たものと思います。第2回認証評価の結果は、「申請した14大学は、いずれも適格」の評価でした。その実施は前年度においても、ほぼ同様な評価活動でしたが、これまでの加盟判定審査や相互評価とは異なる、ある意味では認証評価そのものの本質にかかる後述のような基本問題も露呈してきた年度でもあったと思います。

私は、かつて明治大学において、その第1回自己点検評価を教学分野につき全学的に実施した責任者でありました。学内の組織づくりから、その実施方法等の策定をしつつ、他方で学内の協力をえてまとめあげてきた苦労がありました（このことについては本協会「大学評価研究」第1号172頁参照）ので、認証評価をお受けになられる各大学のご苦労も十分にわかっているつもりであります。しかしながら評

納谷 廣美 相互評価委員会副委員長  
明治大学長

価委員の立場でみると、やはり各大学が提出される自己点検評価報告書およびその添付書類において、記述内容や表現等において不十分なところなどもあり、とくに各学部等の相互間において「長所として特記すべき事項」や「改善を要する点」などに言及されるところでの全学的な（観点をかえれば横断的な）チェックが不十分であったことに起因する評価上のロスなどが目につきました。このことを考えると、もし申請大学側において評価項目に関する記述に際して疑義があれば、あらかじめ本協会事務局に問い合わせることなどのほか、自ら精査・点検を積み重ねて過不足のない報告にまとめあげていただきたいと願う次第です。

他方、本協会側としては、次のことに留意すべきと考えます。これまでの加盟判定審査や相互評価は同格の仲間が相互に行うものでした。このことから本協会は、評価の質を担保するために設定した「大学基準」、および各評価項目に関する「水準評価」や「達成度評価」を前提に「助言」や「勧告」を行ってきました。これについても、被評価大学が自らの教育研究上の質的向上をはかるうえでの課題と受けとめ、その「自主的努力と相互的援助によって改善に努める契機にしていた」といえます。これに反して認証評価は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）、それはまさしく第三者（上位者または権威づけられた他者）による評価であり、その「評価結果（とくに勧告）は、当該大学の信用に直結する事態にもなりかねない」との危惧を各大学は強く意識はじめています。このことは本協会の使命（設立趣旨）にかかる問題であり、評価結果報告書の構成・内容・文言（用語の統一や表現等）、さらにマスコミ等に対する公表の仕方について細心の注意と工夫が求められていると思います。

### 評価の結果、大学基準に適合していると認定した大学

- |              |             |             |
|--------------|-------------|-------------|
| ① (私)亜細亜大学   | ⑥ (私)駒沢女子大学 | ⑪ (私)阪南大学   |
| ② (私)大阪産業大学  | ⑦ (私)東京経済大学 | ⑫ (私)福岡工業大学 |
| ③ (私)関西外国語大学 | ⑧ (私)東京農業大学 | ⑬ (国)宮城教育大学 |
| ④ (私)九州産業大学  | ⑨ (私)東邦大学   | ⑭ (私)和光大学   |
| ⑤ (私)慶應義塾大学  | ⑩ (私)日本女子大学 | (50音順)      |

## 判定委員会を代表して

平成16年度に大学基準協会が認証評価機関として認証を受けたことで、判定委員会では平成17年度も、協会が特色ある第三者評価機関として、高い社会的信頼と評価を確立することが急務であるとの認識のもとで、従来の大学基準協会への加盟判定審査を、認証評価機関としての認証評価を兼ねるものとして行った。その結果は、本年度も「認証評価機関としての責任」「教育の質的保証」を強く認識して評価が行われたと確信できるものであった。

評価という観点から見ると、相互評価委員会でも、認証評価と相互評価を併せておこなっているので、本協会の加盟判定審査、相互評価および認証評価は複雑なシステムになっている。こうした事態を、早急に整理し直す必要があるという議論を行いながら、来年度以降の評価項目の一本化や組織の統一を考慮に入れて作業を行った年であった。互いに大学人の手で実行してきたピア・レビューの長所を保ちつつ、認証評価機関としての責務を全うできるシステムへの脱皮を図る試行期間であったとも捉えることができる。こうした経験をもとに、透明性の高い、一層充実した評価体制を確立し、わが国の大学の教育研究水準の維持・向上に貢献しなければならないと改めて認識した。

今年度の判定委員会は申請のあった11大学について、大学審査分科会、全学審査分科会、専門審査分科会、大学財政評価分科会を編成して、主査・委員・特別大学評価員が参加し、「大学評価ハンドブック」および「平成17年度大学評価達成度並びに水準に関する評定事項」などを参考に加盟判定審査と認証評価を行った。評価作業は、いくつかの段階に分かれているので、今後の参考のために手順を示す。

- 1) 各大学から申請書類として提出された「点検・評価報告書」「大学基礎データ調書」および各種の刊行物等を利用して書面審査を行い、各分科会ごとに協議してその結果を「分科会報告書（案）」にまとめた。
- 2) この「分科会報告書（案）」を各大学に送り、さらに書面だけでは判断できにくい事項や疑問点、確認が必要な事項についての調査のために、分科会の主査などが実地視察を行った。実地視察を行うことの審査側の負担は大きいが、教育・研究・施設の実情が把握でき、かつ意見交換によりお互

**大西 有三 判定委員会委員長  
京都大学附属図書館長**

いの誤解を解消するなど利点が多い。

- 3) その結果を受けて修正した「分科会報告書」を正副委員長・幹事会で検討し、「加盟判定審査結果ならびに認証評価結果」の委員長案を作成した。
- 4) この結果を各大学に送付し、内容についての精査、事実誤認などのチェックを依頼、問題がある場合には意見申し立てを行うよう要請した。
- 5) 各大学の意見申し立てを受けて、その結果を2月の判定委員会で審議し、委員会としての「結果報告書（案）」を決定した。
- 6) この決定案を理事会に報告し、承認を得た。
- 7) 評議員会の承認を得て、最終的に理事会で決定した。

評価作業における問題点や注意すべき事項については、『じゅあJUAA』第34号に鈴木典比古判定委員会副委員長が平成16年度の経過報告の中で的確に述べられているので、本年度話題となった課題を今後の検討事項として記しておく。

### ・提出書類の変更や取り替え

申請用資料が提出された後に大きな制度変化やパンフレットの刷新、規程の作成などが行われ、修正書類の提出により審議のやり直しや情報の混乱など問題が生じた例が見られた。申請大学が自ら決断して自己点検・評価に基づき加盟判定審査申請を行うからには、事前調査や予備検討を行うなどもっと真摯な態度で申請をしていただきたい。

### ・評価委員の負担増加

申請大学からの大量の資料や参考書類の点検、さらに実地視察、限られた時間内での報告書の作成とその検討など、評価委員の負担が非常に大きくなっている。しかし基準協会としての審査の質の維持は当然であるので、評価委員の確保においては抜本的な対策を講じる必要があろう。

大学評価が社会から信頼され認知されるには、広報活動が重要である。昨年度からマスコミやウェブを通じての結果の公表が行われるようになったことは誠に喜ばしいことであり、第三者評価の意義が一層的確に認識されるよう、今後も継続的な努力が必要であることを強く感じた。

## 評価の結果、大学基準に適合していると認定し、正会員に加盟・登録した大学

- |                 |             |               |
|-----------------|-------------|---------------|
| ① (公)秋田県立大学     | ⑤ (私)京都文教大学 | ⑨ (私)名古屋芸術大学  |
| ② (公)石川県立看護大学   | ⑥ (私)高知工科大学 | ⑩ (私)明星大学     |
| ③ (公)岐阜県立看護大学   | ⑦ (公)島根県立大学 | ⑪ (私)ルーテル学院大学 |
| ④ (私)共愛学園前橋国際大学 | ⑧ (公)下関市立大学 | (50音順)        |

## 財団法人大学基準協会の今後の活動方針について

鈴木 守 大学基準協会副会長  
群馬大学長

戦後それまでの教育制度が大きく変化し、その後の教育界がどのような道を歩むのか、初等中等教育、そして高等教育にどのような将来の見通しがあるのか大きな不安がありました。昭和22年に(財)大学基準協会(以下、本協会)が発足し、大学の認定を行う大学基準が制定されました。大学設置基準が法的に制定されるまでの10年間本協会の決めた基準は公的に活用され、戦後の大学のレベルを守る上で大きな使命を果たしました。その後、大学としての基準を満たす内容を相互に評価しあうことを目的に、まず大学が会員としてふさわしい内容、実績を持っているかにつき、加盟判定審査を行って会員認証を行う仕組み、さらに会員となった大学同士で相互評価を行う仕組み、相互評価を定期的に進めて基準への適合状況を評価する仕組みが進められて今日におよんでいることは、周知の通りであります。本協会は会員大学の会費によって維持されていることも特記すべきことであります。発足後、半世紀余りを経た本協会は、以上の仕組みを活用し、大学の質保証システムを日本に定着させてまいりました。新設される大学は、本協会の会員となることが一人前の大学の仲間入りをする意味するため、加盟判定審査は重要な機能を果たしてきたと思われます。

平成12年に本協会に加えて新たに独立行政法人大学評価・学位授与機構が発足し、本協会と共に大学に対して認証評価を行うことになりました。さらに、平成17年7月には(財)日本高等教育評価機構も認証評価機関として認可されるなど、本協会のいわば独占事業であった大学の認証評価システムが大きく変化し評価機関の競争時代がはじまることは、本協会が大きな変換期を迎えたことを意味しています。認証評価機関が複数となってまいりますと当然のことながら、本協会の活動方針には認証評価機関として独自の新しい特徴を加味させていかなければならぬことになります。そして、新しい活動方針は全国の国公私立すべての大学の向上を図る上で効果的であり、かつ魅力がなくてはなりません。

平成17年には、新しく会長となられた白井克彦早稲田大学総長を中心に、月に1回の頻度で理事会、正副会長会議を開き、本協会の将来計画について相

談・論議を進めてまいりました。今まで50年余りにわたって本協会が築き上げた実績とその特徴は何か、これからそれを土台に何を重点的に志向し、競争時代にあってより一層魅力ある認証評価機関となっていくべきか。毎回の論議は期せずして、その辺に収斂されていたように思われます。開催された理事会では従来の実績を踏まえて、新しい事業を志向する論議が活発にかわされました。その内容をまとめた「財団法人大学基準協会の今後の活動方針」は、本協会の今後の指針を示す見解として本号に掲載されていますので、是非ご一読いただきたいと思います。

本協会の実績及び特徴が、過去半世紀以上認証評価の基準を作り上げ、実践してきたことにあることは疑いのないことですが、その作業過程で、国公私立大学が連携して仕事を進めたことは他に類例のない特徴であったことが論議の中で確認されました。今日の日本の高等教育をより一層高めて世界的に上位水準を保って行くためには、国公私立大学が連携強化をはかり、大学全体としての主張を明白に示して行くことが必要です。平成17年6月25日に関西大学千里山キャンパスを会場として行われた第2回総会は、関西を会場として開催された初めての事例として、出席者の間で非常に好評がありました。今後、さまざまな大学のご協力をいただき、このような方策で多くの大学を互いに直に見学させていただくことができますと、大学間の連携強化をはかるために、また参加者が各教育研究の現場を実際に体験する上で、さらに本協会の存在をアピールする上でも有効ではないかと思料されます。

17年度に最も頻繁に論議がなされた事案が「国際的に通用する大学評価」推進の方針であります。本協会は、会員大学が国際的水準にあることを認証していくための評価項目と評価基準を今後用意とともに、さら本協会の評価システム自体が国際的に高い水準にあって国際的な評価にたえ、国際水準をリードしなければなりません。今後、会員大学との間で相談を積み重ねて良いシステムを構築し、本協会の新しい機能を生み出すべくよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

## 「財団法人大学基準協会の今後の活動方針」（概要）

**はじめに** 大学基準協会は、「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上を図ると共に、大学教育の国際的協力に貢献する」ことを目的に、自立した大学団体として昭和22年に創設された。以来、正会員になるための評価を実施してきたが、平成8年より、各大学の自己点検・評価を基礎とした新たな大学評価を開始した。また平成16年度からの認証評価制度の施行に伴い、大学基準協会はわが国初の認証評価機関として認証された。

**活動方針** 認証評価機関として認証を受けた際に付された留意事項に対応して、従来通り会員制は維持していくものの、正会員となることを希望しない大学についても認証評価を実施すること、現行の二本立て（加盟判定審査と相互評価）となっている大学評価は、相互評価をベースに一本化することとした。また、今後の大学基準協会の事業、組織、財務等の基本方針は以下の通りである。

### 1) 事業

- ①加盟判定審査と相互評価とを一本化した大学評価については、平成19年度から実施する。なお、大学評価の結果、本協会の大学基準に適合していると認定された大学は、正会員として本協会に加盟できるものとする。
- ②現在準備中の法科大学院および短期大学の認証評価については、平成19年度の実施を目指し、文部科学省に認証評価機関としての認証を申請する。なお、平成18年度に数大学の試行評価を実施する。
- ③ビジネス系の専門職大学院についても、平成19年度の認証評価の実施を目途として検討を進める。
- ④大学基準協会の評価を「国際的に通用する評価」として、その高い質を維持し、さらに改善していくために、次のことを行う。
  - ・ユネスコのガイドラインやボローニャプロセスを注視し、また評価先進国の実態を調査研究する。
  - ・現在の機関別評価の中で行っている専門分野別評価を、中教審などの動向も踏まえながら、少しづつプログラム評価の方向に近づける。
  - ・大学基準協会自身の自己点検・評価の実施や、第三者評価の準備をする。
- ⑤大学基準協会の評価が「国際的に通用する評価」であることを、国内外に積極的にPRする。
- ⑥正会員大学等から職員を積極的に研修員として受け入れ、評価活動のための事務局体制を充実させる。また、研修員が本協会での経験を自大学の自己点検・評価活動に活かすことで、各大学の質の維持向上に貢献する。
- ⑦会員であることのメリットを高めるため、次のような計画の実行を検討する。
  - ・学長中心の研究セミナー、教職員を中心とした研

究セミナー等を開催し、会員間の情報交換・交流の場を提供する。

- ・会員と高校関係者、産業界等との意見交換の場を提供する。
- ・希望する正会員に対しては、評価結果のグレイティングを行う。
- ・各大学の長所を前面に押し出した評価結果が公表できるよう工夫する。
- ・調査・研究機能を強化し、その成果を会員大学に還元する。

### 2) 組織

- ①現行の理事会、評議員会、基準委員会、大学評価企画立案委員会については、原則として変更しない。（但し、今後実施する予定の専門職大学院や短期大学の認証評価と会員制との関係で、各組織体のメンバー資格及び選出方法について検討が必要）。
- ②判定委員会・相互評価委員会については、大学評価委員会（仮称）として統合する。

### 3) 財務

- ①会費は、主として本協会の組織基盤の維持整備のために必要な経費に充当するとした上で、見直しを図る。その際、次の原則に従う。
    - ・正会員費は、学生収容定員（学部・大学院等の学生収容定員の合計数）に応じて定める。
    - ・正会員費は現在より減額の方向で改定する。
  - ②評価手数料は、評価に必要な平均的な経費を積算して、評価対象別（大学、法科大学院、短期大学等）に設定する。ただし実地視察のため、外国へ出張すること等の事情が生じた場合は、それを勘案して評価手数料を算出することがある。
- なお、認証評価の結果、本協会の大学基準に適合していると認定されても、正会員として本協会に加盟することを希望しない大学については、一定額を評価費に加算する。

### 4) 会員資格と評価

- ①本協会の正会員となるためには、本協会の実施する評価を受けて、本協会の定める大学基準等に適合していると認定されることが必要である。…(a)しかし、他の認証評価機関の評価を受け、それに適合していると認定されている場合には、その評価機関に提出した資料と評価結果の「写し」の提出を求め、これらに基づいて本協会の正会員としての認定を行う。…(b) 認定は7年以内ごとに繰り返し受けることが求められる。
- ②現在のすべての正会員は、平成22年度までに、上記(a)または(b)の方法で認定を受ける必要がある。
- ③正会員に対する評価の結果、「保留」と認定された場合、直ちに正会員資格を喪失することとせず、2年の間に再度評価を受けることを義務付ける。

## 3年間の特色ある大学教育支援プログラムを振り返って

小原 芳明 「特色ある大学教育支援プログラム」実施委員会委員  
玉川大学長

いかなる意思決定でも最終段階は決勝戦と同じで二者択一となるが、その選択肢の差が紙一重となるほど選択理由付けが困難となる。特に計量できない選択肢は、格差が紙一重となるほど、選択する側の苦労は増大していく。いい例として、今まで3度の「特色ある大学教育支援プログラム」(以下、特色GP)の審査の際、特色と独自性とが紙一重の違いのためにした苦労がある。

初年度審査で色々な面での不安を抱えたのは当然のことだが、その後も毎年担当する申請書類が手元に配布された時点から不安は高まるばかりであった。それはいくら審査に慣れても、「特色」と「独自性」との違いの正確な区分けの難しさからくるものである。

毎回、審査の場で特色と独自性については議論となった。例えば、議論は次ぎのように進むのである。「これは特色と言える活動である」と評価する委員に対して、「それはA大学だからこそ可能なことではないのか」と別の委員から異論がでてくる。さらに「しかし、だからこそ他の大学も参考にすべきことではないか?」と3番目の意見がでてくる。「やはりその活動は特色ではなく、A大学の独自な活動であって他大学の羨望の対象にこそなれ参考とはならないのでは?」といった意見へと繋がり、議論は延々と続くのである。

しかも議論は、いつしか討論の内容が国立対私立、大規模対中小規模、そして都会型対地方型といった「恨み節」へと変質してしまう。特色ある大学教育を審査する場が、いつしか日本の大学に内在する諸問題の噴出する場になりかねない勢いである。

いくら対等な競争的環境にあると言っても、実際には公費運営の国立大学と受益者負担の私立大学では、競争力の格差は否めない。また、スケールメリットを生かせる規模に恵まれた大学に比べると、収容定員の少ない大学が対等な立場で競争に参入できることは、だれも現実的とは思わない。こうした本音と建前が交差する環境のなかで、前述のような脱線をしながらも、可能な限り公平に選定をしてきた自負はある。

確かに初回審査でGPとして選定された大学を見ると、国立大学と大規模都会型私立大学に偏ったとの評論も否めないかもしれない。それを反映してか、

次回からの申請を諦めた大学も少なくなかったと聞いている。加えて、申請書の書き方次第でも優劣が付くとか、申請業務を支援する人材に恵まれた大規模大学だから可能なプログラムであるとか、様々な憶測が流れた。弱小大学が弱い立場にあるのは、ブランド力に欠けるだけではなく、申請業務そのものを支援する人材と財源にも欠けているのである。そうした立場にある大学の足元を見抜いてか、申請コンサルタントなるものも出現し始めたと噂に聞く。

「他大学の参考となる特色ある教育活動」を発信する立場から程遠い大学は、むしろ国立大学とか大規模私立大学で行なわれている活動を模範とする傾向がある。確かに先進的な大学が行なっていることを参考とするのも、大学にとって大切な政策ではある。しかし、だからといって受信型だけでいると、何らその大学を際立たせる政策を打ち出せないままになる。年々、特色GPへの申請件数が減少しているが、このまま推移すると特色GPとなる活動を発信するブランド大学と、それを受信する大学とに二極化することもありえる。

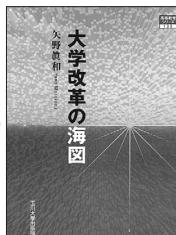
この構図のままで行くのか、変えるのかは、後者の行動に依っている。今、競争原理導入の主張と共に、変化させることへの価値が高まっている。そのような環境のもと、大学ユニバーサル化の一つとして、従来の大学イメージとはかけ離れた大学也可能となる。新しい価値観を反映した新規の大学活動モデルとなるものがあり、その発信源はどこの大学でもなりえる。そして「大学そもそも論」と「こう変化しよう論」とのせめぎ合いとなるだろう。政策論争が、特色と独自性との狭間に落ち込むこともあるだろうが、それをリスクとして回避していくは、社会のデマンドに応えることにはならない。そのような難問に挑まざるをえないのが、競争型社会である。

確かに競争型社会は厳しい一面を持つ。それはどんなに努力をしても幸運に恵まれなければ、成功は保証されないからである。しかも、自分たちは運に恵まれていないからと活動を諦めてしまうと、もっと悲惨な結果が確実にやってくる。これが競争原理の現実である。ここはある程度のリスク(独自性)を覚悟してでも、社会のデマンドに応える努力に果敢に挑戦し、是非特色GPに申請をしてもらいたい。

矢野 真和 著

『大学改革の海図』(玉川大学出版部)

2005年 3,200円 (309頁)



著者は永年にわたって教育と社会経済システムの関係を実証的に解明してきた。大学改革は“十数年にわたって続いている”、“櫓なき船が大海に乗り出したような雰囲気”である。そこで“日本の大学が進むべき将来像を具体的な事実と経験を踏まえて、分かりやすく描いてみたい”と執筆動機を述べている。

構成は、“潮流”、“軌跡”そして“座標”的三部からなる。“潮流”では、なぜ今“大学が動いた”的な時代背景を分析し“市場化”を俎上にあげる。続く“軌跡”は14大学のリーダーを直接インタビューした“変わる大学の最前線”レポートである。このレポートは、個々の大学でその“経営”を考えるのに役立つ。しかし著者はインタビューから“政策”問題を浮かび上がらせる。そして最後の“座標”では教育と財政を座標軸にして、高等教育は“市場”にまかせるのではなく社会経済的基盤として整備すべきであると議論展開している。

著者の考えは以下の通りである。

“次の時代を担う若者に高等教育の機会を大きく開き、彼らが学校時代に「学ぶ習慣」を身につけることが21世紀社会の設計に欠かせない国家的・社会事業である。それぞれの大学がその使命を遂行するのは当然だが、それだけでなく、大人たちが「次世代の教育」を最優先の政策課題として掲げ、貧困な高等教育財政を改め、未来に向けて積極的に公共投資することを期待している。その高等教育投資の拡大が、経済的にも、社会的にも、実り豊かな成果をもたらすと私は確信している。この「考え方」は、最近はやりの市場化・民営化という「考え方」とは異なっている。”

著者は上記の考え方を論理的、実証的に述べていて、大いに説得力をもつ。大学改革、政策に関与している人に本書を是非紹介したい。また本書を“若者へのメッセージ”として若い方（そしてそのご両親）に紹介していただきたい。本書は重く難しいテーマを扱っているが、“大人の裏切りと若者の静かなる造反”などナルホドと頷くフレーズもあり、興味深く、読者サービスも行き届いた書物である。

古屋 一仁

東京工業大学 理工学研究科教授

## じゅあJUAA

### 美を求めて——感性学的評価

人は、一瞬の動きに美を感じるものである。トリノオリンピックでは、冰雪を滑る選手のプレイに感動し、また広き芝生の上を素足で走れば、からだの内から心地よさをいっぱいに感ずるものである。その感覚は視覚的、筋感覚的美であり、記録や勝利を超えた動きそのものによる感性的世界である。ゲーテはかつて「計算ではない真理もたくさんある」と、感性的基準を求めていた。特に、今日のように定量化された結果を求め、理論的・科学的認識で評価をしなければならない時代には、人間の形成の営みは乏しいはずである。

感性学とは感覚で認識されることの理論であり、わが国では美学とも言われている。大学の評価を考えるとき、たとえ数字で表示されようが、そこには美しさや快適さや心の響きがなければ人間教育は感じられない。そこで、より人間的な大学を求めるには、キャンパスの生命や風や光を感じられる感性的共通認識と基準がます必要ではあるまい。

### 大学改革と大学設置基準の大綱化は両輪である

## 会員の広場

山西 哲郎 群馬大学 教育学部教授

昭和35年の大学等の進学率10%入学生が20万人、平成3年には大学等の進学率が40%入学生が77万人、30年余りで進学率が実に30%入学生が57万人も上昇していた。その間に、この数字に内在する問題が生じていた。それは、人文科学・社会科学・自然科学・外国語・保健体育などといった授業科目の区分や履修単位などが一律に定められており、進学率の上昇に伴い多様化した大学の実態に適合してこなかった。また、一般教育の理念・目標が必ずしも一般教育を担当する組織や教員に浸透しておらず、学生にとっては一般教育の内容が高等学校教育の焼き直しに映り、さらに教員の側にも一般教育の意義や目的が不明確であり、また専門学部との連携協力も不十分であったことが問題点といわれている。このような点を踏まえて、授業科目の区分やこれに応じた卒業要件単位数の定めなどの取り扱いを弾力化し、各大学の自主的な取組にゆだねるために設置基準の大綱化が平成3年に行われ、そして大学改革が始まったといっても過言ではない。

鳥居 聖 桜美林学園 経理部長

名古屋市立大学

愛知県名古屋市  
(公立)



本学は、平成18年度より運営形態を改組して、公立大学法人名古屋市立大学に生まれ変わり、市民による市民のための知の広場(agona)として、「健康と福祉の向上に貢献する大学」、「環境問題の解決に向け挑戦し貢献する大学」づくりを行ってまいります。

大学の主体は学生、最も重要な活動は教育、との考えのもとに、教育と研究を常に高いレベルで追求し、その成果を社会に還元すること、そして自己点検・評価、学外評価、認証評価の各種評価結果を大学運営に有効に反映させて大学改革を行い、市民の幸せおよび名古屋都市圏の発展に貢献してまいります。

(名古屋市立大学長 西野 仁雄)

広島女学院大学

広島県広島市  
(私立)



広島女学院はキリスト教主義に基づく女子教育を目指して1887年に設立され、本年創立120周年を迎える。大学は1949年に英文学部として出発し、現在は文学部(日本語日本文学科、英米言語文化学科、人間・社会文化学科)、生活科学部(生活デザイン・情報学科、管理栄養学科)をもつ女性大学である(大学院は共学)。2007年度から人間・社会文化学科を改組し、「幼児教育心理学科」を新設するが、本学には1921年まで我が国で2番目に古い保母養成課程があったので、これは復活でもある。

2004年度に大学基準協会相互評価を受け、翌4月1日付で同協会から大学基準適合認定証が授与され、同時に法に定める第三者評価を受けたこととなった。

(広島女学院大学長 今田 寛)

愛知淑徳大学

愛知県愛知郡  
(私立)



本学は、創立100周年を迎えた愛知淑徳学園を母体として、開学30周年、男女共学化10周年を迎えた6学部6研究科からなる大学である。教育理念は「違いと共に生きる」で、本年度の現代GPAに採択された「多文化共生を目指した発信型全学英語教育」はこの理念追求の過程で生まれたものである。平成15年度認定の相互評価結果を活かし7年後の認証評価に向けて、全教員協力の授業アンケートによる改善努力及び研究助成制度の拡充が行われている。18年度導入のGPA制度及び学部・大学院5年修了制、19年度以降導入予定の副専攻、複数学位取得制度等、全学履修制度の検討が進められている。

(愛知淑徳大学長 小林 素文)

#### 募集のテーマ

- ①「じゅあ大学時論」 ..... 每号1篇  
900字程度——広く大学論、教育論に関わるもの
- ②「会員の広場」 ..... 每号数篇  
400字程度——高等教育あるいは大学基準協会を取り巻く諸問題についてのご意見等

お詫び

『じゅあJUAA』第35号7頁「平成17年度特色ある大学教育支援プログラム選定大学・短期大学一覧(表1)」の中で、「京都精華大学」を「京都産業大学」と誤記載いたしました。関係各位に多大な迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

#### 広報委員会 委員長 鈴木 守(群馬大学)

委員 大井眞二(日本大学) 木村一信(立命館大学) 千賀重義(横浜市立大学)  
星野 智(中央大学) 古屋一仁(東京工業大学) 森川輝紀(埼玉大学)

「じゅあ」は関係方面はじめ会員大学の専任教員(専任教師以上(含教育助手)、但し、研究機関・病院・医学部の助手は含まない)並びに課長職以上の方々にお配りしております。送付部数に変更のある場合は事務局までご連絡下さい。

熊本学園大学

熊本県熊本市  
(私立)



本学では、平成4年に自己点検・評価制度委員会を発足。平成9年に『熊本学園大学の現状と課題』を刊行した。平成11年3月に大学基準協会より大学基準に適合している旨の評価を得た後、学部単位等での自己点検・評価を続けてきた。全般的には昨年11月に日本高等教育評価機構の認証を受け、さらに平成20年度までに大学基準協会の評価を受ける準備を進めている。

今後、全学部に大学院博士後期課程を有する文系総合大学として、「学生が主役の大学」、「国際規格の職業人の育成」、「地域に存在感のある大学であり続ける」という3つの指針の下、歴史と伝統を基に、さらなる前進を目指し、より一層の改革・改善に取り組んでいこうと考えている。

(熊本学園大学長 坂本 正)

宮城学院女子大学

宮城県仙台市  
(私立)



本学は1991年に大学基準協会の正会員となった後も、大学院研究科の開設、大学・短大の改組転換と短大廃止など、教育体制の充実を図ってきた。この新たな体制の完成に合わせ総合的な自己点検・評価を行い、これに基づき相互評価・認証評価を申請し、2004年度に「適合」の認定を受けた。

自己点検および基準協会の「助言」と「期待」を踏まえて着手された主な改革・改善としては、日本語力および英語力の向上のための教育改善、学生ボランティア活動の支援体制の強化、FD活動の体制整備、研究推進体制の改善などが挙げられる。

本学はその基となる宮城女学校の創設から数えると、2006年度には創立120周年を迎える。これを期に今後一層教育の質の向上に力を注ぎたい。

(宮城学院女子大学長 吉崎 泰博)

エリザベト音楽大学

広島県広島市  
(私立)



本学は01年に4学科体制から2学科(音楽文化学科・演奏学科)に改組し、03年には幼児音楽教育専修(幼稚園教諭養成課程)を設置し、教育研究の更なる充実・発展を目指した。高2飛び入学制度、学部を3年で卒業又は3年修了後大学院への飛び級入学等、入学と卒業の多様化に対応させた。大学院は90年に修士、93年に博士後期課程を設置し、中国・四国地方の音楽(教育)研究の拠点となった。

自己点検・評価については92年に大学基準協会に登録、93年度より自己評価(自己点検・評価)委員会を発足させ、97年と02年に報告書を公表。その結果に優先順位をつけ、法人と教学の両者は改善計画を立てた。06年度は第三者評価を前提とする大学の現状分析を実施することにしている。

(エリザベト音楽大学長 中村 英昭)

#### 投稿規定

- \* 寄稿資格は広く大学機関にご関係の方。氏名のほか、所属、職名、専攻をどうぞ。字数は、左記の通りで、締切は5月末です。
- \* 採否は広報委員会で決定し、原稿は返却しません。
- \* 掲載原稿には内規により薄謝を呈します。
- \* 送付先 〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13  
財団法人 大学基準協会 総務課

#### 編集後記

相互評価委員会幹事を2年間務めさせていただいた。評価する側ではあったが、現地視察に伺ったよりも、同じ大学に身を置く者同士として共に語り合うという気分になれたのが楽しかった。そんな香りな気分で、広報委員会に出席したところ、鈴木守委員長から、本協会も大学評価・学位授与機構とライバル関係になるなど転機を迎えていたのだ(本号の「今後の活動方針」を参照)とお聞きして身が引き締まった。ただ、本協会は私達が自ら創ったことを忘れないでいたい。(千賀重義)